

対象案件	北広島市消費生活センター条例の制定について
意見募集期間	平成28年4月15日(金)から平成28年5月16日(月)まで
担当部署(問合せ先)	経済部産業振興室商工業振興課 電話 011-372-3311 内 871
意見提出件数	意見提出者数 1人
	意見提出件数 2件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>① 素案 項目1(設置)について</p> <p>「被害を防止」文言の代替、または「消費生活の安定及び向上を図る」の追加 「被害の防止」のためとあるが、「被害の防止」のため、どのような権限を具体的に消費生活センターに持たせる予定なのか。権限を持たせず、相談やあっせんに留めるのであれば、「被害の救済」、知識の普及や啓発活動を示すのであれば、「未然防止」とするべきでは。そうであれば「被害」の文言は入れないほうが良いのでは。</p> <p>② 素案 項目5(消費生活センターの事業)について</p> <p>新庁舎完成後の独立した施設(窓口)の設置それを前提とした事業内容の追加 札幌市消費生活センターに北広島市民からの相談がたびたび寄せられる。市民の方は北広島市に相談窓口があることを知らない。</p> <p>周知不足が原因なのではないか。そこで新庁舎内に「消費者サロン」のような施設を設置し、啓発や知識の普及に努め、相談窓口の存在を広く伝えるべきではないか。</p>	<p>① 素案 項目1(設置)について</p> <p>ご指摘のとおり、市において「悪質な事業者の公表」等被害防止のための処分の権限は現状ではございません。あくまでも相談やあっせん、被害を未然に防ぐための啓発活動が主体でありますことから、条例文につきましては、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>② 素案 項目5(消費生活センターの事業)について</p> <p>消費生活センターにつきましては、新庁舎内で独立した施設または分室として設置する予定はございません。ご提案の「消費者サロン」につきましても設置の予定はありませんが、現在、本庁舎1階に消費者向けの啓発リーフレット等を備えている情報コーナーを設置しておりますので新庁舎移転後も継続していきたいと考えております。条例への事業内容の追加につきましては、施設設置が前提との事ですので、ご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘のありました消費生活相談窓口の周知不足の件についてであります。消費者行政活動全般につきましては、消費生活相談も含め、広報紙やHPへの掲</p>

載、啓発チラシの全戸配布、啓発資材の頒布、消費者協会と連携した各種啓発活動等を実施しておりますが、やはり市民の方がその当事者になって初めて気がつくのではなく、普段から自らが消費者であることを意識し、問題が生じたときに警察や消防等と同じように消費生活相談をご利用いただくことが肝要と思われれます。消費者ホットライン「188」も平成27年7月から開設され、前年度末にその啓発チラシも全戸配布させていただいたところであります。

今後とも意識の定着のため、このような啓発活動を続けて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。